

地方財政審議会付議（説明）案件

令和6年7月12日（金）

（案件名）

- ・ 地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理方針について（説明案件）

（根拠）

○地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）

（交付税の額の算定方法に関する意見の申出）

第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

自治財政局 交付税課

高梨理事官 （内23362）

宮崎課長補佐 （内23363）

地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する
意見の処理について 【地方交付税法第17条の4】

1 意見の提出数(令和5年8月以降)

		項目数	件数
法律事項 (処理済み)	都道府県分	49	157
	市町村分	23	64
	計	72	221
省令事項	都道府県分	43	73
	市町村分	29	116
	計	72	189
計	都道府県分	92	230
	市町村分	52	180
	計	144	410

2 省令事項に係る意見の処理について

72項目(189件)のうち20項目(39件)(別紙の「処理状況」欄に※を付したもの)について意見の趣旨を踏まえ算定方法の改正等を行う。

【意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等を行う主な例】

- 児童手当の拡充に対応した算定方法の検討 1項目(1件)
- 地域子ども・子育て支援事業に係る地域間の格差是正 1項目(1件)
- 近年の資材単価等の動向を勘案した公立病院の施設整備に関する措置 2項目(13件)
- 清掃費における段階補正の創設及び密度補正の充実 1項目(1件)
- 地域の元気創造事業費の適正な算定及び今後の取扱い 1項目(1件)
- 条件不利地域等への割増し係数の継続 1項目(1件)

R6地方団体からの意見及び処理方針の概要(省令事項・主なもの)

新規 継続	提出 団体	費目等	意見	処理方針(案)	
新規	石川県 [1件]	こども 子育て費 (県)	<p>■児童手当の拡充に対応した算定方法</p> <p>児童手当については、令和6年10月に所得制限が撤廃されるなど拡充されるが、算定にあたっては、団体ごとの所要額を適切に把握し、県負担分について確実に反映できる方法とすること。</p>	採用	児童手当の拡充については、こども子育て費において密度補正を講じることとした。
継続	沖縄県 [1件]	こども 子育て費 (県)	<p>■地域子ども・子育て支援事業に係る地域間の格差是正</p> <p>地域子ども・子育て支援事業について、子どもの数に応じた密度補正を新設すること。</p>	採用	地域子ども・子育て支援事業に係る所要の経費については、測定単位を「18歳以下人口」とすることも子育て費の単位費用に算入することとした。
継続	美唄市 (北海道) ほか [13件]	衛生費 (県) 保健 衛生費 (市)	<p>■近年の資材単価等の動向を勘案した公立病院の施設設備に関する措置</p> <p>建設資材高騰により公立病院の負担が多いことから、公立病院施設整備にあたり、実勢や地域の実情に合致した建築単価に見直すこと。</p>	採用	最近の公的病院の建築単価の上昇等を踏まえ、交付税措置の対象となる建築単価を上げることとする。
新規	青森県 [1件]	清掃費 (市)	<p>■清掃費における段階補正係数の創設及び密度補正の充実</p> <p>清掃費において、人口密度が低い団体においても十分な交付税措置がなされるよう段階補正係数を創設するとともに、密度補正Ⅰ(人口密度)を充実すること。</p>	一部 採用	人口密度が低いことに伴う経費の増嵩部分については、合併後の市町村の姿を踏まえた見直しにより、全国の市町村の実態を踏まえ、平成27年度から密度補正を新設し、3年かけて拡充したところである。 また、令和6年度算定においても、人口密度の低い市町村における、近年のごみの収集・運搬等に要する経費の実態を踏まえ、密度補正を拡充したところである。

R6地方団体からの意見及び処理方針の概要(省令事項・主なもの)

新規 継続	提出 団体	費目等	意見	処理方針(案)	
継続	東京都 [1件]	地域の元 気創造事 業費 (県)	<p>■地域の元気創造事業費の適正な算定及び今後の取扱い</p> <p>今後の更なる拡大については、地方交付税制度の趣旨も踏まえ、慎重に検討すること。 算定についても、経常的経費削減率に大都市の事情が考慮されていないため算定方法を改善すること。</p>	一部 採用	<p>地域の元気創造事業費については、その総額を前年度と同程度としたところ。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられることから、その需要を算定するものである。 また、人件費を含む経常的経費の削減に関して、地方団体の裁量が働きにくい経費を客観的に区分することはできないため、これを除外するような算定は困難である。 なお、令和6年度算定においては、経常的経費削減率のウエイトを前年度から縮減したところ。</p>
継続	青森県 [1件]	人口減少 等特別対 策事業費 (県)	<p>■条件不利地域等への割増係数の継続</p> <p>条件不利地域や財政力の弱い団体は、成果の実現に対して、より時間と経費を要することから、経常態容補正係数Ⅱにおける割増係数の継続を堅持・強化すること。</p>	一部 採用	<p>人口減少等特別対策事業費については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、「取組の成果」に応じた算定が5割以上となるよう、令和2年度から5年間かけて段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定に1,000億円をシフトすることとし、算定に当たっては、引き続き条件不利地域への配慮を行うこととしている。</p>
新規	遠軽町 (北海道) ほか [5件]	地域デジ タル社会 推進費 (市)	<p>■マイナンバーカードの保有枚数率に応じた経常態容補正係数の算定方法の見直し</p> <p>マイナンバーカードの保有枚数率の算定基礎について、国勢調査人口から直近の住民基本台帳人口に見直すこと。</p>	不採用	<p>普通交付税の測定単位の「人口」は、最近の国勢調査の結果による人口を用いることが法定されており、「地域デジタル社会推進費」の測定単位である人口も、令和2年度国勢調査人口を使用していることから、保有枚数率においても、令和2年度国勢調査人口を用いることとしているもの。</p>

地方公共団体の意見申出制度(交付税法第17条の4)の概要

地方交付税の算定について、地方団体の意見をよりの確に反映するとともに、その過程をより明らかにするために創設。

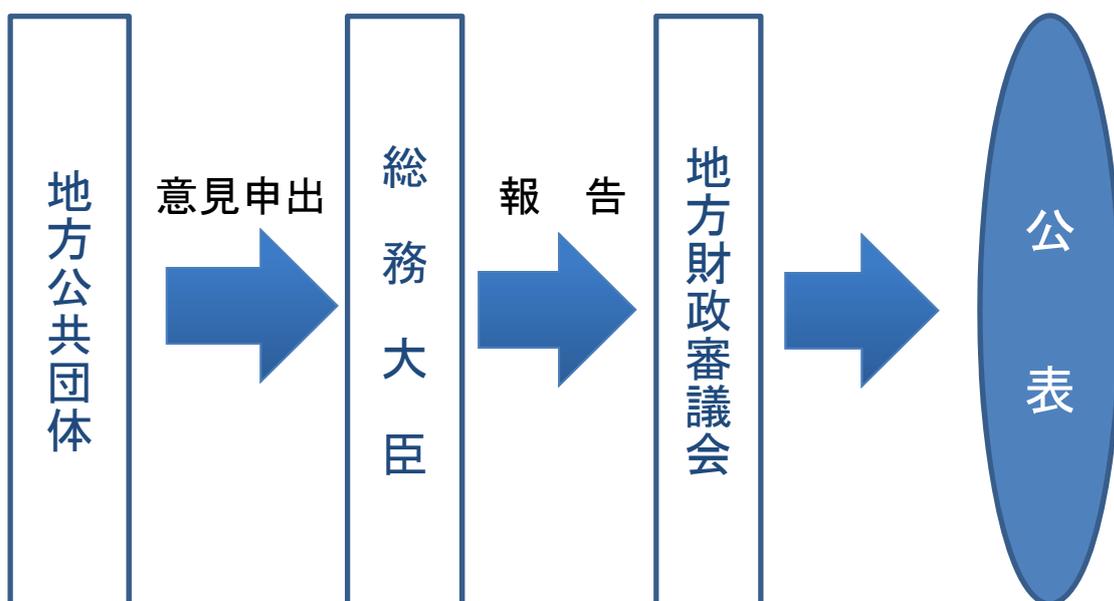
(地方交付税法 第17条の4 (平成12年4月施行))

<例年の意見申出・公表の時期>

意見申出：9月中旬～下旬

公 表：(法律事項) 3月末

(省令事項) 次年度7月末



(交付税の額の算定方法に関する意見の申出)

第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

平成12年度以降の意見の処理状況は下表のとおりである。

年 度	区 分	提出件数	提出項目数	採用項目数
平成12年度	補正係数等 (省令事項)	103	60	14
平成13年度	単位費用等 (法律事項)	157	103	33
	補正係数等 (省令事項)	282	183	32
平成14年度	単位費用等 (法律事項)	167	116	31
	補正係数等 (省令事項)	232	165	31
平成15年度	単位費用等 (法律事項)	137	93	39
	補正係数等 (省令事項)	222	146	34
平成16年度	単位費用等 (法律事項)	145	88	41
	補正係数等 (省令事項)	150	106	29
平成17年度	単位費用等 (法律事項)	156	98	36
	補正係数等 (省令事項)	144	86	24
平成18年度	単位費用等 (法律事項)	198	88	25
	補正係数等 (省令事項)	124	97	28
平成19年度	単位費用等 (法律事項)	241	128	59
	補正係数等 (省令事項)	177	111	30
平成20年度	単位費用等 (法律事項)	172	79	18
	補正係数等 (省令事項)	212	114	31
平成21年度	単位費用等 (法律事項)	181	70	27
	補正係数等 (省令事項)	161	100	20
平成22年度	単位費用等 (法律事項)	171	81	27
	補正係数等 (省令事項)	149	98	13
平成23年度	単位費用等 (法律事項)	214	76	27
	補正係数等 (省令事項)	152	111	25
平成24年度	単位費用等 (法律事項)	181	62	23
	補正係数等 (省令事項)	183	129	31
平成25年度	単位費用等 (法律事項)	175	58	16
	補正係数等 (省令事項)	196	132	32
平成26年度	単位費用等 (法律事項)	318	92	40
	補正係数等 (省令事項)	291	146	55
平成27年度	単位費用等 (法律事項)	251	111	76
	補正係数等 (省令事項)	262	144	42
平成28年度	単位費用等 (法律事項)	225	79	45
	補正係数等 (省令事項)	277	173	45
平成29年度	単位費用等 (法律事項)	256	101	64
	補正係数等 (省令事項)	216	138	45
平成30年度	単位費用等 (法律事項)	232	88	60
	補正係数等 (省令事項)	198	126	37
令和元年度	単位費用等 (法律事項)	277	108	65
	補正係数等 (省令事項)	249	125	33
令和2年度	単位費用等 (法律事項)	369	130	75
	補正係数等 (省令事項)	258	128	47
令和3年度	単位費用等 (法律事項)	285	118	85
	補正係数等 (省令事項)	194	115	38
令和4年度	単位費用等 (法律事項)	300	101	49
	補正係数等 (省令事項)	158	96	33
令和5年度	単位費用等 (法律事項)	354	86	50
	補正係数等 (省令事項)	130	77	25
令和6年度	単位費用等 (法律事項)	221	72	42
	補正係数等 (省令事項)	189	72	20

地方交付税法第17条の4に基づく意見の一覧(省令事項)

令和6年7月

「処理状況」欄の※は、意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等(一部採用を含む。)を行うこととしたものを示す。
△は、採用しないが引き続き検討を行うこととしたものを示す。

都道府県分

○基準財政需要額に係るもの

費 目	提出団体	内 容	処理状況
総括的事項	東京都	大都市特有の財政需要の反映	※
	神奈川県	都市部の財政需要の適切な把握と過度な財源調整(段階補正)の見直し	△
警察費	大阪府	警察官数段階別における事務職員数の見直し	※
道路橋りょう費	北海道	道路橋りょう費(延長)における割落率による不均衡の是正	
	奈良県	道路橋りょう費(延長)における投資補正係数の設定方法の見直し	△
	沖縄県	道路橋りょう費(延長)の投資補正係数の算定における割落としの廃止	
高等学校費	岩手県 島根県 高知県 鹿児島県	小規模高等学校のかかりまし経費の適切な反映	△
	福島県	東日本大震災に係る教育関係費の特例率の適用の継続	※
その他の教育費	大阪府	奨学のための給付金にかかる補正係数の新設	
	沖縄県	教育費の財政負担に係る地域間の格差是正	
衛生費	岩手県 茨城県 群馬県 新潟県 高知県 宮崎県	医師偏在の大きい団体に配慮した算定	△
	大阪府	都道府県立病院会計への繰出金等(高度医療に要する経費)に係る密度補正係数の追加	
	兵庫県 広島県	交付税措置の対象となる公立病院の施設整備費に係る建築単価の見直し	※
	奈良県	密度補正 I (人口密度の大小による保健所数の逡増を勘案)の廃止	△
子ども子育て費	石川県	児童手当の拡充に対応した算定方法の検討	※
	沖縄県	地域子ども・子育て支援事業に係る地域間の格差是正	※
高齢者保健福祉費	石川県 京都府 山口県 宮崎県 鹿児島県	高齢者保健福祉費(75歳以上人口分)における密度補正の見直し	
	鳥取県 山口県 徳島県 佐賀県	軽費老人ホーム事務費の適切な算定	△
地域振興費	北海道	公共施設等の必要な修繕に要する経費の適切な算定	※
	青森県	地域振興費における投資的経費に係る財政需要	

費目	提出団体	内 容	処理状況
地域振興費	岩手県	投資的経費における算定方法の見直し	△
	鳥取県 島根県 高知県	投資的経費における財政措置	
	島根県	投資的経費の算定に用いる数値	
	山形県	数値急減補正の継続	※
	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	※
	長崎県	離島や過疎地域等条件不利地域への適切な配慮	※
	沖縄県	地域振興費における基地補正	
	地域の元気創造事業費 人口減少等特別対策事業費	青森県	条件不利地域等への割増し係数の継続
東京都		地域の元気創造事業費の適正な算定及び今後の取扱い	※
東京都		人口減少等特別対策事業費の適正な算定及び今後の取扱い	
福井県		人口減少等特別対策事業費の補正係数	
山梨県		延べ宿泊者数について、新型コロナウイルス感染症の拡大前・後の改善度合いを反映させた算定方法への変更	
山梨県		地域の元気創造事業費における経常態容補正Ⅱの設定方法の見直し	
奈良県		経常態容補正係数等の算出方法の見直し	△
地域デジタル社会推進費	滋賀県	地域デジタル社会推進費における経常態容補正の指標の追加	
	奈良県	地域デジタル社会推進費におけるマイナンバーカード交付率に係る経常態容補正係数の追加	
公債費	栃木県 大阪府 岡山県	満期一括償還地方債に係る算入方法の見直し	△
包括算定経費	秋田県 富山県	包括算定経費の算定に用いる耕地面積の見直し	△
	滋賀県	包括算定経費における種別補正係数の見直し	△
臨時財政対策債	青森県 山形県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法(財源不足額基礎方式)における財政力による補正	※
	茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 石川県 静岡県 愛知県 大阪府 島根県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	△
	愛知県	臨時財政対策債発行可能額の算出方式の見直し	△

○基準財政収入額に係るもの

税目	提出団体	内 容	処理状況
不動産取得税	神奈川県	不動産取得税における基礎数値の変更	

市町村分

○基準財政需要額に係るもの

費 目	提出団体	内 容	処理状況
総括的事項	鹿児島県 三島村(鹿児島県) 十島村(〃) 大和村(〃) 宇検村(〃)	段階補正の割増下限人口の引き下げ	△
	京都市(京都府)	小規模市町村に有利な算定方法の見直し	※
消防費	箱根町(神奈川県)	消防費における消防力の整備指針第6条に倣った密度補正の導入について	
	吉野川市(徳島県)	消防費の算定方法の見直しについて	※
	長崎県	消防費における「標準額支払団員数」に係る密度補正の見直し	※
道路橋りょう費	札幌市(北海道)	道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引上げ	△
下水道費	つがる市(青森県) 滋賀県 島根県 島根県全市町村	高資本費対策における経過年数要件の見直し	△
	宮城県 石巻市(宮城県) 登米市(〃) 大崎市(〃) 甲賀市(滋賀県) 豊岡市(兵庫県) 宍粟市(〃) 三木市(〃) 丹波市(〃) 朝来市(〃) 加東市(〃) 多可町(〃) 香美町(〃)	高資本費対策における合併団体への経過年数要件の適用方法の見直し	△
その他の教育費	島根県 島根県全市町村	給食経費について、人口密度が低い団体に対する適切な算定	
生活保護費	大阪市(大阪府)	生活保護費における扶助費の全額算入	※
	大阪市(大阪府)	密度補正の医療扶助に用いる基礎数値の見直し	
社会福祉費等	大阪市(大阪府)	障がい者自立支援給付及び障がい児通所給付にかかる財政需要の適切な算入について	△
保健衛生費	札幌市(北海道)	精神障害者通院患者医療費における地域の実態を踏まえた算定	△
	札幌市(北海道)	指定難病の特定医療費の交付税措置にかかる補正係数の創設	△
	美唄市(北海道) 小田原市(神奈川県) 長浜市(滋賀県) 箕面市(大阪府) 伊丹市(兵庫県) 加西市(〃) 宍粟市(〃) 豊岡市(〃) 小野市(〃) 西宮市(〃) 明石市(〃)	近年の資材単価等の動向を勘案した公立病院の施設設備に関する措置	※

保健衛生費	洲本市(兵庫県) 丹波篠山市(〃) 南あわじ市(〃) 淡路市(〃) 宍粟市(〃) 神河町(〃) たつの市(〃) 上郡町(〃) 佐用町(〃)	上水道の高料金対策に要する経費に対する地方財政措置	△
	熊本県	感染症等対策費(予防接種事業)に係る経常態容補正の拡充について	
子ども子育て費	大阪市(大阪府)	児童扶養手当の密度補正の見直し	△
	笛吹市(山梨県)	公立保育所数に基づく密度補正の追加	
	福知山市(京都府)	障害児保育のための加配職員の充実に係る財政支援	
高齢者保健福祉費	大阪市(大阪府)	老人医療費(後期高齢者医療事業会計に係るもの)の単価差を反映する密度補正の新設	
清掃費	京都市(京都府)	観光の振興や課題解決に係る財政需要の的確な反映	
	青森県	清掃費における段階補正係数の創設及び密度補正Ⅰの充実	※
地域デジタル社会推進費	八王子市(東京都)	マイナンバーカード利活用特別分の算定方法	
	遠軽町(北海道) 仙台市(宮城県) 柴田町(〃) 都留市(山梨県) 加東市(兵庫県)	マイナンバーカードの保有枚数率に応じた経常態容補正係数の算定方法の見直し	
	伊勢崎市(群馬県)	基礎数値(精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数)の算定方法の見直し	
	京丹波町(京都府)	地域デジタル社会推進費の経常態容補正(中小企業数調査)について	
	臨時財政対策債	名古屋市(愛知県) 大阪市(大阪府) 広島市(広島県)	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し

○基準財政収入額に係るもの

税目	提出団体	内 容	処理状況
事業所税	札幌市(北海道) 仙台市(宮城県) 京都市(京都府) 大阪市(大阪府) 守口市(〃) 広島市(広島県) 北九州市(福岡県)	事業所税収入見合いの基準財政需要額への全額算入	※